



新 知 故 温

555

村田芳江さんは、美幌町古梅の農家に9人兄妹の末っ子として生まれました。幼少期は両親の農作業を手伝いながら過ごし、中学校卒業後は津別町の呉服店に住み込みで働き始めました。昭和40年、19歳のときに親同士の紹介で林業の仕事に就いていた泰市さんと結婚し、布川で夫とともに兼業農家として暮らし始めました。農業と家事を両立しながらの生活は忙しく、特に収穫期は大変だったと当時を振り返ります。

子育ても一段落し、自分の時間を持てるようになった頃に「あいおい物産館」(現「道の駅あいおい」)で地域の野菜や豆腐を販売するようになりました。当時、農家の間で「新しい看板商品を作ろう」という声があり、豆腐の原料である大豆を使った味噌作り挑戦。せつかく作る素材からこだわると、希少価値の高い青大豆を原料とし、添加物を一切使わない味噌作りを目指しました。試行錯誤を重ね、ようやく完成した「手作りあいおい味噌」は、コクと甘みが際立ち、長きに渡り町内外多くの人々に愛され続けています。令和2年、高齢化の影響で製造の継承が難しくなり、一時はやめることも考えました。しかし「この味を残してほしい」という声に背中を押され、製造を継承してくれる人を探しました。結果、町内で福祉事業所を行う「NPO法人津別町手をつなぐ

育成会が継承することになりました。育成会は地域のボランティアとともに大豆の栽培から行い、地域の農家から味噌作りを教わりながら伝統の味を継承しています。令和5年、こうした取り組みが評価され、北海道開発局主催の「わが村は美しく―北海道―運動第11回コンクールで奨励賞を受賞しました。芳江さん達が生み出した「手作りあいおい味噌」は、これからも地域の人々によって変わらぬ味で受け継がれていきます。

現在、味噌作りからは身を退きましたが、今でも友人と一緒に自分たちで食べる分だけの味噌を仕込み、毎年の楽しみにしているそうです。

青春

くろずあつぱ

昨年4月に入組し、JAつべつ金融共済課で働く鈴木裕生歩さん。組合員さんの給料振り替えや窓口業務を担当しています。北見市出身で、北見北斗高校では硬式テニス部に所属し、卒業後は、北星学園大学へ進学しました。大学卒業後、伊達市の社会福祉事業団で事務職として働き始めました。

そんな中、働き始めて3年目に、夫である健史さんが、津別町の地域おこし協力隊として農業支援の仕事に就くこととなりました。自分の再就職先をどうしようか考えていたときに、ありがたいことにJAから声を掛けていただいたこともあり、就職を決めました。「金融共済課は前職での事務仕事や窓口対応の経験を活かせるので、自分に合っていると感じます。津別町の皆さんが優しく話しかけてくれるので、楽しく働けています」と笑顔を見せます。休日は気分転換を兼ねて趣味の旅行を楽しんでいるそうです。昨年末にはベトナムを訪れ、異国の文化や食を満喫しました。



津別で見つけた新たな道

鈴木 裕生歩 さん

すずき ゆうほ さん / 平成11年、北見市生まれ / JAつべつ 勤務

地域活性化のキーマン!? 地域おこし協力隊特集

現在インターネットで公開中! 町のHPをご覧ください

地域の未来を応援するため、都会から地方に移住し、活動を行う人たちがいる。彼らは「地域おこし協力隊」。平成21年から始まった国(総務省)の制度で、令和5年度には全国で7,200人が活動しています。国は令和8年までに10,000人を目標として隊員を増やしています。

現在津別町では6名の隊員が活動しています。2月に行われた「地域おこし協力隊報告会」ではそれぞれの隊員が報告をし、たくさんの町民が訪れました。津別町が地域おこし協力隊を導入したのは平成25年、これまでに31名が着任しました。

今回は現在活動を行っている隊員のご紹介と、今も挑戦を続ける地域おこし協力隊OB・OGの今をご紹介します。



毎月末日 ごろ更新

《取材希望企業・飲食店・生産者募集!! 詳しくは役場住民企画課まで》

この番組は、津別町の今を映像で定期的に発信(月1回)することで、町民の町づくりへの参加促進、移住・定住の促進、ふるさと納税の拡大を図り、町づくりの記録を残すことで、10年後20年後の町民への財産とします。完成した映像は、町のWebサイトや道東テレビ、YouTube等で公開いたします。また、さんさん館、津別病院、道の駅あいおい、北見信用金庫津別支店、網走信用金庫津別支店に設置された「デジタルサイネージ(映像看板)」でも視聴することができます。*タウンニュースつべつは、ふるさと納税の寄附金により制作しています。

問い合わせ先 住民企画課 企画係 14番窓口 ☎77-8374

手作りあいおい味噌の立役者

村田 芳江 さん

むらた よしえ さん / 昭和21年、美幌町生まれ / 79歳 / 布川在住

来月は



になります。

税 確定申告 間違いを避ける

確定申告の内容で誤りがあった場合、それを訂正することができます。

【税額を多く申告していたとき】

「更正の請求」をして、正しい税額への訂正を求めることができます。この手続きは、所得税確定申告提出期限から5年以内です。

【税額を少なく申告していたとき】

「修正申告」をして正しい税額に修正することになります。修正申告によって新たに納める税額には、過少申告加算税及び延滞税が賦課される場合があります。また税務署の調査を受けたあとで修正申告をした場合、税務署から税額の更正を受けた場合には、自主的に修正申告をした場合に比べ高い加算税率を適用されることがあります。

【確定申告を忘れていたとき】

確定申告を忘れていたときは直ちに申告をして下さい。確定申告期限後の申告には、無申告加算税及び延滞税が賦課される場合があります。

【確定申告の必要がなくなったとき】

年金収入(400万円以下)のみの方は、確定申告の義務はありませんが、住民税申告をした方がいい場合があります。また無収入の方でも住民税申告をしない場合、国民健康保険税等が高くなるケースもあります。申告が必要かわからない場合は、お気軽に税務収納係までご相談ください。